

2022年1月26日

保護者 各位

愛光みのりこども園

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う家庭保育協力期間の給食費について

給食費については、重要事項説明書に記載していますように、日割り月割計算は行わず、園を利用しない場合にも在籍していればお支払い頂き、欠席の場合でも原則返金しないものとしています。しかし、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大は、国民の生命及び健康、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすものであり、感染拡大防止策を集中的に講じるため、京都府にも令和4年1月27日（木）から2月20日（日）まで、まん延防止等重点措置が適応されます。木津川市においても、認定こども園や保育園に通う方へ、家庭保育の協力を依頼する運びとなりました。そのため、例外的にですが、この期間中の給食費については減額調整を行います。ただし、土曜日は、事前に土曜日利用申請書の提出があり登園予定の方のみを対象といたします。

記

1. 対象期間 2022年1月27日(木)から2月20(日)まで

2. 1人1日あたりの調整金額

対象者	調整金額（1日1人あたり）
2号認定	250円
2号認定、副食費免除者	50円
1号認定	240円
1号認定、副食費免除者	45円

3. 方法

3月の給食費の引落とし時（3月末）に調整します。

以上